

議 長 それでは、休憩を解いて再開します。 (14時30分)

議 長 日程第4「認定第4号です。令和5年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、上水道事業会計の決算について説明いたします。

286ページをお願いします。令和5年度松田町上水道事業報告書から説明をいたします。概況、(1)総括事項。本町の上水道事業は、給水人口8,680人の住民に対し、良質な水を安心して御利用いただくために、水害対策事業や施設の維持管理を行いました。本年度の水道事業収益につきましては、営業収益の主である給水収益は、新型コロナウイルス感染症対策の水道基本料金減免事業が終わり、通常の料金徴収に戻ったことから、前年度比14.7%の増、営業収益全体では前年度比13.5%の増となり、金額にして1,089万9,815円の増収となりました。

また、営業外収益につきましては、新築住宅の需要増加により加入負担金の収入が前年度比14.1%増加しましたが、新型コロナウイルス感染症対策の水道基本料金減免事業による一般会計からの繰入金がなくなったことから、全体では22.5%減の856万2,463円の減収となりました。これにより水道事業収益全体では、前年度比1.9%の増加で、1億3,150万5,756円の収入となりました。水道事業費用は、業務の合理化やコストの縮減に努め、昨今の原油価格高騰による電気料金高騰も落ち着きを見せたことから、前年度比4.2%減の1億1,420万6,081円の支出となりました。

その結果、今年度の営業成績を示す当年度経常利益では、前年度経常利益の355万2,679円から192.4%増の1,038万7,552円の計上に至りました。

資本的収入につきましては、宮下水源水害対策事業の受変電及び自家発電設備改修工事の財源として、上水道事業債5,120万円を発行いたしました。資本的支出は、宮下水源水害対策事業の受変電及び自家発電設備改修工事などを実施し、前年度と比較すると、支出総額は前年度対比184.4%増の1億3,579万2,720円となりました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,459万

2,720円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額951万6,773円、建設改良積立金5,000万円、減債積立金81万6,725円、過年度分損益勘定留保資金2,425万9,222円で補填しました。また、過年度分損益勘定留保資金の残1億5,737万2,659円と当年度分損益勘定留保資金の合計2億1,966万5,518円は、令和6年度以降の資本的支出の補填財源として留保いたします。

次に、287ページをお願いいたします。このページの表は、収益及び費用の総括表で、事業収入に関する事項並びに事業費に関する事項を区分ごとに金額と割合で表したものでございます。詳細につきましては、収益費用明細書で説明いたします。

290、291ページをお願いいたします。上水道事業収益費用明細書の収入です。款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益、節、水道使用料につきましては、水を売ったことによる収益で、備考欄のとおりの内訳でございます。前年度対比45万6,415円の増となっております。給水世帯数が増えたのは、宅地開発、町屋のファミリーマートの裏ですね、が促進されまして、新築住宅が増加したものでございます。

次に、目3、その他営業収益、節、手数料につきましては、給水装置の中止、開始や給水工事の審査、検査などの手数料でございます。節、他会計負担金につきましては、下水道事業特別会計から下水道使用料の徴収事務負担金と一般会計からの消火栓維持管理負担金197基分でございます。

項2、営業外収益、目2、雑収益の節、その他雑収益につきましては、寄簡易水道事業特別会計より水道料金徴収事務並びに施設の維持管理に伴う人件費相当分を繰り入れたものでございます。その他、加入負担金52基分でございます。

目3、長期前受金戻入につきましては、国や県補助金等の当年度分減価償却の見合い分を収益化したもので、外部からの現金収入はないものでございます。

292、293ページをお願いします。支出です。款1、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水浄水配水及び給水費は、水をつくるための費用や日常的な業務委託でございます。主な支出としまして、節、委託料の備考欄をお願いし

ます。上から2段目、水質検査・検便検査委託料は、水道法に基づき水質検査を行い、結果はいずれも基準に適合しており、放射性物質に関しては検出はされておられません。検針業務委託料は、3名で、4,417件の検針を行っております。量水器交換委託料につきましては、計量法により8年と定められている使用期限を迎える量水器640器について、期限満了前に交換をしたものでございます。節、修繕料は、構築物等の修繕料で、漏水修理やメーター交換でございます。節、動力費は、ポンプ場5か所の動力に係る電気料でございます。

294、295ページをお願いします。目3、総係費につきましては、職員1名の人件費と一般事務関係の費用が主なものでございます。節、負担金について、維持管理費は、一般会計から独立した公営企業として役場庁舎を利用している分の負担でございます。新水道システムは、システム組合で共同化しているシステムにおける上水道事業分の負担、納付書業務等アウトソーシングは、同じくシステム組合で共同化している納付書はがきの作成に係る負担金でございます。

296、297ページをお願いします。目4、減価償却費、節、有形固定資産減価償却費は、建物、構築物、機械、装置などの減価償却を、節、無形固定資産減価償却費は、庁舎利用権及び水道システムの減価償却費で、実際の支出はございません。

目5、資産減耗費、節、固定資産除却費につきましては、令和5年度中に交換した量水器640基分で、実際の支出はございません。

項2、営業外費用、節、企業債利息につきましては、企業債利息24件分の償還金でございます。

298、299ページをお願いします。資本的収支明細書でございます。収入です。款1、資本的収入、項以下企業債につきましては、宮下水源水害対策に係る受変電及び自家発電設備改修工事に係るものでございます。

次に支出です。款1、資本的支出、項1、建設改良費、目1、建設改良費の主なものでございます。節、報酬は、水道施設管理をお願いしている会計年度任用職員へ支払ったものでございます。節、給料は、職員2名の人件費でござ

います。節、工事請負費は、酒匂川水系の洪水想定に基づく宮下水源水害対策事業で、上段の電気設備は、受変電及び自家発電設備の更新工事で、令和5年度及び6年度の2か年で行います。下段の建築・土木は、受変電及び自家発電設備を設置する架台等の建築でございます。

目2、固定資産購入費、節、材料費は、計量法に基づき8年以内で順次交換をしている量水器704基分を購入したものでございます。

項・目ともに企業債償還金、節、元金償還金につきましては、企業債元金18件分の償還金でございます。

それでは、280ページにお戻りください。上段の表は、令和5年度議会で承認いただいた令和4年度の剰余金処分計算書に基づき、会計処理を実施した結果でございます。

下の表を御覧ください。令和5年度松田町上水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。表の上段は資本金、未処分利益剰余金のそれぞれ当年度末残高を記載しております。

中段です。議会の議決による処分額としまして、当年度は未処分利益剰余金より減債積立金に当年度純利益の20分の1を下らない額として20万円を積み立てさせていただきたく、また建設改良積立金に300万円、さらに未処分利益剰余金に含まれる現金のない金額1,436万6,995円を組入資本金に組み入れることにより、処分後の残高、繰越利益剰余金を現金の裏づけのある金額とさせていただきたく、御提案いたします。

278ページにはキャッシュ・フロー計算書、279ページには損益計算書、282、283ページには貸借対照表、300ページ以降には固定資産明細、企業債明細書、建築工事の概要を添付しておりますので、後ほど御高覧をいただければと存じます。

以上で説明は終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第4号令和5年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、利益の処分の議決と決算の認定について、採決を2回行います。

初めに、利益の処分について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。